

# キリスト新聞

2016年  
7月2日  
【土曜日】

## 再軍備絶対反対

発行所 **キリスト新聞**

〒162-0814 東京都新宿区新小川

電話：03-5579-2432

ファクシミリ：03-5579-2433

振替口座：00180-4-196016

URL：http://www.kirishin.com

©キリスト新聞社 2016

週刊・土曜日発行 / 第5週土曜日休

●予約購読料(送料共)

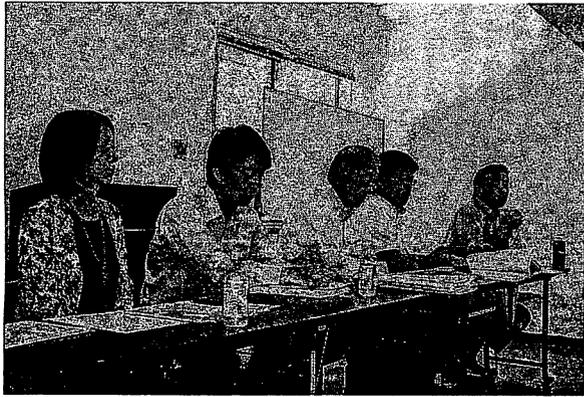
半年分 7,900円 1年分 15,700円

1部定価300円(本体278円)

購読のお申し込み・見本紙の請求  
電話・ファックス・葉書・ホームページか

# 発覚から8年 牧師にも法の裁き

## 最高裁 国際福音キリスト教会・卞在昌氏のセクハラ認定変えず



記者会見に臨む原告の支援者と弁護士

## 原告女性「悔い改めの大切さ」を

茨城県つくば市にあり、国際福音キリスト教会(宗教学法人「小牧者訓練会」)の牧師 卞在昌(ピョン・シニチャン)氏にセクハラやパワハラ被害を訴えた一連の民事訴訟が6月14日、最高裁がその一審を棄却したことで、事件が公になってから8年以上にわたる争いに一応の終止符が打たれた。しかし、教会の体質は依然変わっていない。新たな被害も出ているのではないかと懸念する声は消えない。

この民事裁判は、元信者の女性4人と男性1人が総額4620万円の損害賠償を求めて卞氏と同教会(教団)を訴えたもの。最高裁第三小法廷(大谷剛彦裁判長)は上告を退ける決定を下し、東京地裁第一審判決が確定した。男性原告が訴えていたパワハラ被害や、卞氏側が訴えていた名誉棄損などについての上告も棄却した。

2008年以来、被害女

告らの心理状態について「生理的嫌悪感を抱きつつも、神の教えに従って精神的指導者に従順であるべく、これを正当な行為であると考へ……甘受していたと考えられる」と「二種のマインドコントロール」があったと結論付けている。さらに、卞氏と女性信徒との日常的な身体的接触(口へのキスやハグなど)は「一般社会の許容範囲を超えている」と指摘していた。



今回の判決確定を受けて原告の代理人弁護士と支援者らは6月20日、都内で記者会見を開き、改めて本裁判の意義や課題、教会に望むことを訴えた。

「モルテカイの会」は声明の中で、「牧師といえども不法行為を働けば当然のことながら法の下に裁きを受けるべきである」と主張し、被害者が真実を語ることで法的救済を得て自ら名誉を回復することができると今回の裁判が先例となることを期待している。

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。

## 証人の牧師・弁護士は語らず

卞氏も多数教団は「本件の被害者や証人の女性信徒の証言は、いずれも事件の証拠となり、その被害の内容及びその事実関係は、本紙の取材に対して十分に説明がなされた」と主張している。

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。

卞氏をめぐる裁判の主な経緯	
2008年5月	牧師、信徒リーダー、伝道師の辞職が相次ぐ
8月	信徒リーダー2人が卞氏に被害者の訴えを伝える
11月	信徒が個人的に卞氏や側近教職者に和解を求める
12月	「FOE」発足。複数の牧師が被害者から証言を聞く
09年1月	教会による会合で卞氏が辞任を表明
09年1月	卞氏は沈黙
09年1月	要請に対し、卞氏と教職者から期待する回答得られず
09年1月	牧師有志と被害者らが、卞氏と側近の教職者5人と対話
2月	「証言は聴かれた」と判断した牧師らが対話を発表
2月	卞氏代理人より、名誉毀損を訴える「通知書」届く
4月	声明を発表した信徒有志に「除名通知書」届く
4月	複数の被害者に発言の撤回を求める「通知書」届く
5月	元教職者に「戒規通知書」届く
7月	卞氏、謝罪に復帰。記念礼拝でメッセージ
12月	4人の女性がセクハラで提訴
12月	1人の男性がパワハラで提訴
10年1月	中央審判部が刑事告訴状を受理
11年5月	刑事裁判で卞氏に「無罪」の判決
11年5月	卞氏と「小牧者訓練会」が損害賠償請求事件を提訴
14年5月	民事裁判で卞氏に賠償金支払いを命じる1審判決
15年7月	民事裁判で東京高裁が控訴棄却
16年6月	最高裁が上告を棄却し1審判決が確定

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。

「教会外で解決することについて強い抵抗があったが、教会内では解決できなかった。法的な責任を追究するつもりで、最終的に訴えたい」と、原告の一人が話している。